

名護市 DX 推進計画策定支援業務仕様書

1 件名

名護市DX推進計画策定支援業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

国は、行政のデジタル化の取組を着実に進めるための「デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日）」を閣議決定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容と、関係省庁による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画（令和2年12月25日）」を策定・公開している。これらを踏まえ各自治体において着実にDXに取り組めるよう「自治体DX推進手順書」が令和3年7月7日に公開されており、当該手順書では自治体DXの推進に係る全体方針の策定・共有と推進体制の整備が重要視されている。

また、名護市では令和4年3月に第2期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略を策定し、横断的目標として時代に即した質の高い行政サービスの提供（自治体DXの推進）を掲げ、最新技術を活用した市民サービスの向上と事務の効率化に取り組むこととしている。

このような状況を踏まえ、本市においても国が示す「自治体DX推進計画」に掲げられている項目等について、国や県の方向性と整合を図りつつ計画的に推進していく必要があることから、名護市DX推進計画を策定する。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

本業務において、委託する業務は次のとおりとする。

（1）名護市DX推進基本計画の策定及びDX推進支援

① DX推進基本計画書の作成

国が進める自治体情報DX推進計画に基づき、名護市に即したDX推進計画書を作成する。加えて直近に取り組むべき課題に対しての具体的な実行計画を策定する。

② DX推進支援

（ア）DXの認識共有・機運醸成

DXを推進するに当たっては全庁体制での取り組みが必須であることから、DXに関する庁内全体でDXに対する認識の共有を図り、その機運醸成を目的とするDX勉強会を実施する。

（イ）全体方針の決定

全庁的にDXを推進していくために、本市としての全体方針を策定する
また、全体方針については、本市と協議の上決定することとする。

（ウ）推進体制の整備

全体方針を踏まえて、DXを全庁的・横断的に推進するための体制づくりの支援を行う。また、推進体制については、本市と協議の上決定することとする。

（エ）委員会の支援

全体方針の策定や推進体制の整備など庁内の意思決定の場（委員会等）で付議が必要な際は本市職員の支援を行うこととする。

（２） 庁内業務量調査

①業務量調査

庁内業務の業務フローや作業時間を調査し報告書にまとめる。
対象業務については、最低40業務を実施することとする。

5 業務計画書の作成

受注者は、次に定める事項を記載した当業務計画書を作成し、名護市に提出しなければならない。

- （１）担当者の配置及び体制、役割及び業務内容に関すること。
- （２）業務の具体的な作業手順に関すること。

6 成果物

受注者は次のとおり成果物をそれぞれ下記の期日で納品すること。

（１）DX 推進基本計画書

納品期日 令和４年１０月末

（２） 庁内業務量調査報告書

納品期日 令和５年３月末

なお成果物については紙媒体 12 部及び電子データを記録した電子媒体にて提出すること。

7 納品先

名護市総務部業務改善推進室

8 成果物に対する権利

本業務によって得られた成果物の著作権は将来にわたって名護市に帰属するものとする。

9 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を名護市の許可なく第三者に提供及び本業務の目的達成以外の目的で使用してはならない。

10 損害賠償

受注者は本業務の履行にあたり、事故の責めに帰すべき事由により発注者または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が名護市の責めに帰す事由によるときはこの限りではない。

11 協議

本仕様書に記載のない事項につき、疑義が生じた場合には、名護市と受注者の双方で協議を行い、円滑な解決に努めるものとする。